

令和5年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

令和6年6月21日

公正取引委員会

1 重点的な取組

(1) トータルコストを重視した調達の検討

当委員会に設置している複合機について、これまで複数あった契約を1つにまとめて新たに5年間の賃貸借及び保守等業務契約を締結するため、利用実績等を踏まえて設置台数やスペックの見直しを行い、複合機の設置台数を75台から70台に削減し、このうち20台を高速機（コピースピード：70枚以上/分）から中速機（コピースピード：55枚以上/分）にスペックを落として調達した。

このように長期契約をするような案件については、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直す必要があることから、複合機以外の庁舎内のインフラ（事務機器等）についても、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直すとともに、購入価格のみにとらわれず、調達後の運用・維持管理に要する費用を含めたトータルコストを重視して、計画的に経済性の高い調達を行うよう努める。

(2) 情報システム調達の改善

情報システム調達については、公正取引委員会内の情報システムに関する調整、企画、実施、予算及び調達並びに申請・届出等手続におけるオンライン利用促進等電子政府に係る施策について統括する全体管理組織（以下「PMO」という。）が、各課室の調達案件の概要を把握するとともに、事業者からの提案内容や積算内容を確認するなどして、調達方針の検討に関与した。令和4年度において、システムの設計・開発業者（以下「既存業者」という。）以外から参考見積の協力が得られず、既存業者と随意契約を締結するしかなかった1件について、令和5年度は、PMOが調達方針に関与した結果、複数の事業者から参考見積の協力が得られて、競争に付することが可能であると判断できたため、一般競争入札を実施し、既存業者以外の事業者と契約を締結することができた。

このように、案件によっては、既存業者以外の事業者からも調達が可能となる場合があることが改めて判明したことから、引き続き、案件の特性を考慮の上、既存業者以外の事業者の競争参加の可否を確認するなど、競争性の確保に努め、更なる改善策の検討を進める。

2 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

入札の公告は、原則入札の15日前に実施するよう努めたところ、令和5年度に入札によって契約した66件のうち、62件(93.9%)において入札の15日前に入札の公告を実施することができた。

このほか、案件ごとに、事業者には過度な負担を課し、入札参加を躊躇させる要因となっていないかとの観点から、契約から履行までの期間(以下「履行期間」という。)や入札の公告から契約開始までの準備期間が十分に確保できているかなどについて検討し、前年度と比較可能な11件のうち8件(72.7%)において履行期間を従前より長くしたところ、当該8件中6件(75.0%)で新規事業者が応札した。また、年間契約など、履行期間を変更できない案件については、前年度と比較可能な20件のうち13件(65.0%)において、入札の公告から契約開始までの準備期間を従前より長くしたところ、当該13件中9件(69.2%)において新規事業者が応札した。

(2) 調達事務のデジタル化の推進

令和5年度に入札により契約した66件について、全ての入札において電子調達システム(以下「GEP S」という。)を利用して入札の公告を行うとともに、GEP Sの電子入札機能による入札参加を可能とした。

この結果、本局においては、電子入札率¹⁾が前年度の79.2%から93.8%に、電子契約率²⁾が前年度の40.5%から59.0%に向上した。また、令和5年度は地方事務所の入札案件が1件発生したことから、地方事務所において初めてGEP Sを利用して電子入札を実施したところ、従来入札参加業者は地元の事業者に限られていたが、当該電子入札には地元の事業者以外の事業者が入札に参加した。

なお、地方事務所においては、電子入札率が前年度の0%から100%に向上したが、電子契約率は前年度と同様に0%であり、変化が見られなかった。

以上

¹⁾ 電子入札率＝電子応札案件数/電子入札案件数のことである。また、「電子入札案件数」は、入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合を含む)のことであり、「電子応札案件数」は、開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数のことである。

²⁾ 電子契約率＝電子契約案件数/電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約数のことである。また、「電子契約案件数」は、契約確定件数(ただし、入札案件に限る。)のうち、契約書又は請書を電子で実施した案件数のことであり、「電子入札によらない電子契約数」は、電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)のことである。

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画							令和5年度年度末自己評価結果(対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							目標達成予定時期	継続					定量的	定性的				
○		トータルコストを重視した調達の検討	庁舎内のインフラ(事務機器等)について、購入価格のみにとらわれず、調達後の運用・維持管理に要する費用を含めたトータルコストを重視して、計画的に経済性の高い調達を行う。	令和7年度に本局の庁舎移転を予定していることから、庁舎移転前から移転後の運用・維持管理等を見据えて調達内容を検討することは、調達改善の余地が大きいと考えられるため。	A	R5		庁舎移転を見据えた調達を行い、トータルコストを削減する。	R7	A+	R7	A	・当委員会に設置している複合機について、これまで複数あった契約を1つにまとめて新たに5年間の賃貸借及び保守等業務契約を締結するため、利用効率等を踏まえて設置台数やスペックの見直しを行った。	A	・複合機の設置台数は75台(本局:52台、地方:23台)から70台(本局:49台、地方:21台)に削減し、このうち20台は高速機(コピースピード:70枚以上/分)から中速機(コピースピード:55枚以上/分)にスペックを落として調達した。	R7	複合機の賃貸借及び保守等業務契約は、5年間の国土機構事務長担当行先によって予定を確保しており、当該6年間のうちに複合機の利用状況や複合機の価格動向に大幅な変化が見られず、このように長期契約を結ぶような条件については、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直す必要がある。	複合機以外の庁舎内のインフラについても、引き続き、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直すとともに、トータルコストを重視して、計画的に経済性の高い調達を行うよう努める。
○		情報システム調達の改善	・情報システム調達については、公正取引委員会内の情報システムに関する調整、企画、実施、予算及び調達並びに申請・届出手続におけるオンライン利用促進等電子調達に係る取組について統括する全体管理組織(以下「PMO」という。)が積極的に関与して、調達の仕様及び方式を検討するとともに、事業者からの提案や調達内容を評価することによって、調達方法の改善策を講じていく。 ・また、次年度の予算要求段階から、PMOが重要投資の単価や機能の統廃合等の調整を行う。		A	R4		情報システム調達に関する予算要求から調達までの一連の流れにおいて、PMOの関内へのガバナンスを強化することにより、契約方式や調達価格の適正性を確保する。	継続	A	R4	A	・「下請取引事務処理システムの改修作業等の委託」について、令和4年度は、システムの設計・開発業者(以下「開発業者」という。)以外から参考見積の協力が得られず、既存業者と随意契約を締結ししかなかったが、令和5年度は、PMOが調達方針に關与した結果、複数の事業者から参考見積の協力が得られて、競争に付することが可能であると判断できたため、一般競争入札を実施した。その結果、既存業者以外の事業者と契約を締結することができた。 ・令和6年度の予算要求の際、これまで単年度での契約更新を行ってきたシステム向け見積等の後継仕様契約4件について、庁舎移転までの安定したサービス提供を確保するため、複数年度契約を視野に新たに国庫債務負担行為による予算要求を行った。	年間	情報システム調達に係る契約の更新については、案件によって既存業者以外の事業者からも調達が可能となる場合があることが改めて判明した。	引き続き、案件の特性を考慮の上で既存業者以外の事業者との競争参加可否を確認するなど、競争性の確保に努め、更なる改善策の検討を進める。		
○		調達改善に向けた審査・管理の充実【一者応札の改善】	【調達改善に向けた取組】 ・公告期間を十分に確保する。 ・案件ごとに仕様書の内容を確認し、契約か履行までの期間(以下「履行期間」という。)を十分に確保するとともに、必要に応じて仕様書で示す条件等を変更する。 【一者応札案件の改善に向けた取組】 ・前回一者応札となった案件について、チェックリストを活用した事前審査を行う。 ・継続して一者応札となった案件については、契約監視委員会に諮り、外部有識者の知見を活用する。		A	H26		前年度と比較可能な入札案件について、新規事業者が応札する案件の割合を増加させる。 前回一者応札となった事情を分析し、適切な対策を講じることで、競争契約における一者応札の割合を減少させる。	継続	A	R4	A	・入札の公告は、原則、入札の15日前に実施して、契約内容を十分に周知し、多数の競争参加者を得よう努めた。 ・案件ごとに、仕様書の内容を確認するとともに、履行期間が十分に確保できているかなどについて検討した。 また、年間契約など、履行期間を要できない案件については、公告時期を早く、入札の公告から契約開始日までの準備期間を十分に確保しよう努めた。 ・令和5年度は、前回一者応札となった案件と同種の発注がなかった。このため、チェックリストを活用して事前審査を行う機会がなく、また、継続一者応札案件について契約監視委員会に諮る必要もなかった。 ・一者応札の割合は、9.1%(一者応札件数:6件/入札件数66件)であり、前年度の10.9%(6件/55件)から若干改善した。 なお、ヒアリングによって把握した入札に参加しなかった理由としては、「一者応札の取扱いが終了し、仕様内容を充足することができずと判断したため」、「提出期限を失念し、期限内に書類提出が行えなかったため」、「他の案件対応で手が回らず、入札が合わなかったため」などがあった。	年間	一者応札が継続してしまった入札案件は発生しなかったものの、競争契約における一者応札の割合が増加していることから、引き続き、チェックリストを活用した事前審査、入札不参加事業者へのヒアリングによる要因分析、契約監視委員会を活用した事後審査を実施していく必要がある。	他省庁における改善事例や行政改革推進本部事務局の取組、契約監視委員会での指図を踏まえて、引き続き、取組を実施する。		

調達改善計画										令和5年度年度末自己評価結果(対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
	○	調達事務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 入札実施、契約書作成等にGEPs(電子調達システム)を活用する。 地方事務所で実施する入札案件もGEPsによる入札とすることができないか検討する。 事業者に対して電子契約を働きかける。 見積書、請求、請求書等の電子メールによる提出を可能とし、書面により提出される場合も押印は不要とする。 		A	R4	調達手続の電子化を推進する。	継続	A	R4	<ul style="list-style-type: none"> 入札公告や入札説明書等については、GEPsを使って調達ポータルに掲載するとともに、GEPsの電子入札機能による入札参加を可能とすることによって、事業者の事務負担軽減に努めた。 地方事務所で実施する入札についても電子化を推進する方法を検討し、令和5年度は地方事務所の入札案件が1件発生したことから、当該案件においてGEPsを利用して電子入札等を実施した。 電子応れで落札した事業者に対して、口頭やメールによって電子契約を働きかけた。 見積書の提出については、原則、電子メールとし、請求書等の提出については、契約業者が電子メールによる提出を希望した場合、全て電子デマで受領した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に入札により契約した66件は、全ての入札でGEPsを利用して入札の公告を行うとともに、入札説明書等をGEPsからダウンロード可能とした。また、全ての入札で、GEPsの電子入札機能による入札参加を可能とした。 本局において、電子入札率は、93.8%(電子応札件数:61件/電子入札案件数:65件)であり、前年度の79.2%(42件/53件)から向上した。また、電子契約率は、59.0%(電子契約案件数:36件/電子応札案件数+電子入札による電子契約数:61件)であり、前年度の40.5%(17件/42件)から向上した。 また、地方事務所においては、電子入札率は前年度の0%(0件/0件)から100%(1件/1件)に向上したが、電子契約率は前年同期の0%(0件/0件)から0%(0件/1件)と変化が見られなかった。 	年間	<ul style="list-style-type: none"> 地方事務所の入札案件は、地方事務所単位で見ると数年に1件程度しかないため、各地方事務所にGEPsが利用できる環境を維持するコストなどの問題があった。しかし、令和5年度は地方事務所の入札案件が1件発生したため、当該地方事務所の入札案件は、本局会計室の担当者が出張して対応する必要があった。しかし、地元の事業者以外の事業者が入札に参加するという効果が認められたことから、今後も、費用対効果を検証しつつ、継続して地方事務所で実施する入札の電子化を推進していく必要がある。 	これからもGEPsを積極的に活用する。	

(注1) 電子入札率=電子応札案件数/電子入札案件数

・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)

・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数

(注2) 電子契約率=電子契約案件数/電子応札案件数+電子入札による電子契約数

・電子契約案件数:契約確定件数(ただし、入札案件に限る。)のうち、契約書又は請書を電子で実施した案件数。

・電子入札による電子契約数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

その他の取組

様式2

調達改善計画		令和5年度年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
1 オープンカウンター方式の実施 ・費用対効果を考慮した上で、物品購入、印刷製本及び役務提供について、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施する。	継続	物品購入(17件)及び印刷製本(13件)についてオープンカウンター方式による調達を実施し、うち3件は令和4年度までに受注のなかった事業者が契約者となった。	
2 随意契約の事前審査の実施等 ・競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	継続		令和5年度に競争性のない随意契約を行おうとした17件について、随意契約審査委員会を実施し、契約の適否等について、事前審査を実施した。
3 契約の事後検証の実施 ・契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証をし、指摘事項に基づき調達を改善する。	継続		令和5年6月にオンライン形式により契約監視委員会を開催し、令和4年9月から令和5年3月末までの間に契約した調達案件のうち、外部有識者3名が抽出した3件について、当該外部有識者による検証を実施し、その結果をホームページ上で公表した。 また、令和5年11月にオンライン形式により契約監視委員会を開催し、令和5年4月から令和5年8月末までの間に契約した調達案件のうち、外部有識者3名が抽出した3件について、当該外部有識者による検証を実施し、その結果をホームページ上で公表した。
4 調達事務担当者に対する研修等 ・会計室以外の職員を対象とした研修を行い、調達事務に関する基礎知識の習得のほか、調達改善の取組等を紹介する。 ・調達事務のQ&Aや調達改善の取組に関する情報等をイントラネットに掲載し、会計室が把握した情報を共有する。 ・以上の取組により、組織全体として調達改善等の意識向上に努める。	継続	令和5年7月に、ハイブリッド形式により、本局の各課室の総括係長や地方事務所の総務係長等に新たに就いた職員18名を対象に、調達事務を含む予算執行に関する基礎研修を実施した。 また、令和5年9月に、オンライン形式により、本局の各課室及び地方事務所で調達業務に携わる53名を対象に研修を実施し、調達事務の基礎知識や公共調達の適正化に関する当委員会の取組を説明するとともに、当委員会が公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」(報道発表平成30年6月13日)及び「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」(報道発表令和4年2月8日)を再周知した。 さらに、令和5年11月に、ハイブリッド形式により、デジタル統括アドバイザーが全管理職を対象に、ベンダーロックインの実情とその原因や課題を説明する情報リテラシー研修を実施した。	調達担当者向けのイントラネットを作成して、これまで分散していた調達に関する情報を当該イントラネットに集約するとともに、左記2つの実態調査報告書のほか、官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書の参考資料として作成した「1分で分かる官談法」や「理解度チェックリスト」を当該イントラネットに掲載し、これら実態調査の結果等を再周知した。
5 クレジットカード(法人カード)の活用 ・公共料金及び高速料金の支払にクレジットカードを活用する。	継続		公用車のETC料金については、本局及び7地方事務所全てにおいて、引き続き、クレジット決済を活用した。また、水道料金については、クレジット決済が可能な本局及び近畿中国四国事務所において、引き続き、クレジット決済を活用し、支払手続の効率化が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【池谷 修一(公認会計士)】 意見聴取日【令和6年5月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○トータルコストを重視した調達を検討 令和5年度は複合機を対象に利用実績等を踏まえて設置台数やスペックを見直したが、このほか庁舎内のインフラ(事務機器等)でトータルコストを重視した調達を検討すべきものはあるか。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 電子契約率の向上を図るため、これまで電子応札した事業者に対して口頭やメールによって電子契約を働きかけてきたが、電子契約率をさらに向上させるためにはどのような取組を実施していくべきか。</p> <p>○随意契約の事前審査の実施等 競争性のない随意契約を行おうとした場合、随意契約審査委員会を実施して契約の適否等について事前審査を実施しているが、公募に移行できないかということをおこれまで以上に検討していきたいと考えている。 競争性の確保が困難であると思料される案件で公募を検討する場合、どのようなことに留意すべきか。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達を検討 携帯電話を含めた通信ネットワーク機器の見直しが最重点と思料します。昨今の通信機器の進歩、公取委の庁舎移転、コロナ禍後の働き方改革、今後の業務範囲の拡大等、考慮すべき点は多面的にあります。単年度ではなく、重点施策として熟慮すべきポイントで、公取委のニーズを明確にして民間複数社による提案が望まれます。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 電子契約率が前年度40%から当年度59%と過半数を超えました。これを機に、電子契約されなかった落札者に対してヒアリングして、問題点の洗い出し、改善策の検討が望まれます。</p> <p>○随意契約の事前審査の実施等 競争性のない随意契約として現在契約されているものを、形態や性質等により分類した上で、情報システムのPMOと同様に組織横断的メンバーで、改善ターゲットを選定し公募を具体的に検討することが望まれます。実績が最も明確であるものの、実績がない場合は各社の事業の実績をどのように活用して各社の知見、工夫等をいかせるかを具体的に提案してもらい検討するのも一法かと考えます。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達を検討 御指摘いただいた携帯電話等の通信ネットワーク機器も候補に含めて、検討対象を選定していく。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 電子契約ができない事業者に対しては、その理由を確認することによって問題点等を把握し、改善策を検討する。</p> <p>○随意契約の事前審査の実施等 令和5年度に調達改善計画を実施した結果、情報システム調達に係る契約の更新については、案件によっては既存業者以外の事業者から調達が可能になる場合があると改めて判明したことから、まずは情報システム調達に係る契約の更新の中から公募対象となる案件を選定していく。また、公募に応じた事業者の施工能力の確認は、公募を実施する上で留意しなければならないことの1つである。御指摘を参考にしつつ、公募に応じた事業者の施工能力を確認していく。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 中村 豪(東京経済大学 経済学部 教授) 】 意見聴取日【 令和6年5月31日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○トータルコストを重視した調達を検討 令和5年度は複合機を対象に利用実績等を踏まえて設置台数やスペックを見直したが、このほか庁舎内のインフラ（事務機器等）でトータルコストを重視した調達を検討すべきものはあるか。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 電子契約率の向上を図るため、これまで電子応札した事業者に対して口頭やメールによって電子契約を働きかけてきたが、電子契約率をさらに向上させるためにはどのような取組を実施していくべきか。</p> <p>○随意契約の事前審査の実施等 競争性のない随意契約を行おうとした場合、随意契約審査委員会を実施して契約の適否等について事前審査を実施しているが、公募に移行できないかということをおこなって検討していきたいと考えている。 競争性の確保が困難であると思料される案件で公募を検討する場合、どのようなことに留意すべきか。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達を検討 一般論としては、耐用年数に比して修繕・補修の頻度が高いようなものは候補となるだろう。複合機の事案を参考に、どの程度の効率化が見込めるかや、使用に当たって思わぬ不便が生じないかなども踏まえて検討されるとよいだろう。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 電子契約は、ひとたび導入されれば受注側にも業務効率化のメリットがあると思われるが、電子署名の仕組みを準備するなど、導入費用と呼ぶべきものもある。その負担感を緩和するよう、他省庁等とも連携して働きかけることも必要ではなかろうか。</p> <p>○随意契約の事前審査の実施等 まずは潜在的な応札者に、公募が行われていることが認識されやすくする工夫は必要と考えられる。また、結果的に応札が一者になってしまうことが十分ありうる場合、どのような品質のものを求めているのか、発注側で入念に整理し、分かりやすく伝える工夫を考えておく方がよいだろう。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達を検討 御指摘いただいた耐用年数に比して修繕・補修の頻度が高いものがないかという観点も含めて、検討対象を選定していく。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 電子契約ができない事業者から事情等を確認し、事業者側の負担感を把握した上で、改善策を検討する。</p> <p>○随意契約の事前審査の実施等 今後公募を実施する際には、御指摘のとおり、我々が求める品質を理解してもらうための工夫であったり、潜在的な応札者への訴求を高めるための方法などを検討する。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【南島 和久(龍谷大学 政策学部 教授)】 意見聴取日【令和6年6月3日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○トータルコストを重視した調達を検討 令和5年度は複合機を対象に利用実績等を踏まえて設置台数やスペックを見直したが、このほか庁舎内のインフラ(事務機器等)でトータルコストを重視した調達を検討すべきものはあるか。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 電子契約率の向上を図るため、これまで電子応札した事業者に対して口頭やメールによって電子契約を働きかけてきたが、電子契約率をさらに向上させるためにはどのような取組を実施していくべきか。</p> <p>○随意契約の事前審査の実施等 競争性のない随意契約を行おうとした場合、随意契約審査委員会を実施して契約の適否等について事前審査を実施しているが、公募に移行できないかということをごこれまで以上に検討していきたいと考えている。 競争性の確保が困難であると思料される案件で公募を検討する場合、どのようなことに留意すべきか。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達を検討 契約を1本にまとめてトータルコストをチェックするという手法は有効な場合もあると思われる。業務効率率が落ちないか、その他の弊害はないかなど検証の上、適用範囲の拡大の余地があれば御対応いただきたい。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 地方事務所について、数年に1度程度の案件しかない状態でGEPSの利用促進を図るのは難しいのではないかと。公正取引委員会として、可能な範囲で工夫を行っていることが、分かりやすく国民に説明できる状態にあることが重要と思料。</p> <p>○随意契約の事前審査の実施等 競争性の確保が難しい案件については、その理由の合理的説明が鍵なのではないかと。重要なのはアカウントビリティや透明性であり、それらが担保されている状況を説明できることではないかと思料。</p>	<p>○トータルコストを重視した調達を検討 引き続き、調達後の運用・維持管理に要する費用を含めたトータルコストを重視して調達を行うものの、そのことによって業務効率率が落ちるといった弊害が発生することがないように、コストと業務効率等とのバランスが見合うよう留意していく。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 御指摘のとおり、地方事務所の入札案件は地方事務所単位で見ると数年に1件程度しかないことから、引き続き、まずは電子化を推進して事例を蓄積し、費用を抑える方法等を含めて課題を明確にしていく。また、蓄積した事例については、調達改善計画の自己評価結果等において当委員会の取組内容を分かりやすく説明していく。</p> <p>○随意契約の事前審査の実施等 競争性の確保が困難な案件については、競争性の確保が難しい理由等を説明し、国民の理解が得られるよう努めていく。</p>